

下請取引改善のために

親事業者との取引で困っていませんか？

- 
- ➡ 品物に欠陥がないのに返品された…
 - ➡ 期日を過ぎても代金を払ってくれない…
 - ➡ 原材料等を強制的に購入させられた…



東京都産業労働局

東京都産業労働局ホームページ

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

親事業者との取引で 困っていることはありませんか？



納期に納品にいったら、品物を受取ってもらえなかった。



支払期日を過ぎてても、下請代金を払ってくれない。



予算不足等を理由に、あらかじめ定められた下請代金から一定額を減額された。



親事業者から、1,000個発注するので見積単価を提出するようにとの依頼があったので、見積単価を提出したところ、その見積単価で50個しか発注がなかった。



品物に欠陥がないのに、返品された。



親事業者の指定する製品(含自社製品)や原材料等を強制的に購入させられた。

こうした親事業者の行為は、
「下請代金支払遅延等防止法」
で禁止されています。



親事業者により原材料を支給されているが、下請代金の支払期日より前に、原材料などの代金を支払われた。



親事業者から手形で下請代金の支払を受けたが、一般の金融機関で割引を受けることができなかった。

基本的な契約書の作り方



トラブルが起きたら、できるだけ早く行政機関等に相談することが大切です(裏面の相談機関をご利用下さい)。しかし、その前にトラブルが起きないようにすることは、さらに大切です。そのためには、まず「契約書」を作りましょう。

- 契約書とは → 契約を裏面に書きあらわしたもの
法律上の拘束を生ずる約束
- 契約書作成の目的は → 後日の紛争を無くすこと(予防)

契約書作成の心得

心得
1



表題を!

表題をつける

下請代金支払遅延等防止法のしくみ

<昭和31.6.1法律第120号>

① 目的

この法律は、親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。

② 規制の対象となる取引の範囲

()は情報成果物・役務提供委託



③ 親事業者の義務及び禁止行為

親事業者に対しては、次に掲げる義務及び禁止行為が定められています。

1) 義務

- ①書面（注文書等）の交付の義務
 - ②下請取引に関する書類を作成し保存する義務（2年間保存）
 - ③下請代金の支払期日を定める義務
 - ④代金支払が期日より遅れた場合の遅延利息支払義務
- ※下請事業者が承諾した場合、一定の要件の下に、取引において電子メール等を使った受発注ができることが法律上明確になりました（平成13年4月1日施行）。

2) 禁止行為

- ①納品の受け取り拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買いたたき（代金を不当に低く定めること）の禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止（親事業者の製品・役務を強制して購入・利用させること）
- ⑦報復措置の禁止（親事業者の不公平な行為を行政に申告したとして取引停止等の不利益な取扱いをすること）
- ⑧有償で支給した原材料等の代金を、早期に（下請代金の支払期日より）決済することの禁止
- ⑨割引困難な手形（期間が120日を超えるものなど）交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請事業者から金銭労務の提供等をさせること）
- ⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

心得
2



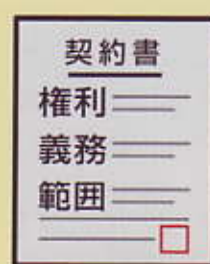
契約の当事者と契約の成立の時期をはっきりさせる

心得
3



契約の対象、目的物をはっきりさせる。
（品目、規格、数量、単価、金額等）

心得
4



双方の権利、義務の内容、範囲をはっきりさせる。（納期、引渡し場所、検収機関、所有権の移転時期等）

下請取引に関する相談機関のご案内

下請取引に関する苦情・紛争処理の相談は次の機関で受け付けています。相談者及び相談内容について、相手方（親事業者）に知られないように指導を行うことができますので、お気軽にご相談ください。

下請相談窓口	公正取引委員会事務総局	取引部企業取引課	〒100-8987 千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館	3581-3373
	関東経済産業局	産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-601-1200 (代表)
	(財)東京都中小企業振興公社	取引振興課	〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	3251-7883
		城東地域中小企業振興センター	〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5	5680-4631
		城南地域中小企業振興センター	〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20	3733-6281
		多摩中小企業振興センター	〒190-0012 立川市曙町3-7-10	042-527-7809
	東京都産業労働局	商工部経営支援課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階	5320-4783
	(また、下記の業界団体の方々を東京都は「下請取引適正化推進員」に委嘱しています。こちらにもご相談下さい。)			
	団 体 名	推 進 員 氏 名	住 所	電 話 F A X
	東京ニットファッション工業組合	常務理事 鈴木 勇	〒130-0026 墨田区両国4-37-2 TKF第1会館	3633-5601 3633-5605
	蒲田工業協会	事務局長 内田信義	〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ内	3737-0797 3737-0799
	(社)日本金型工業会東部支部	事務局長 中里 栄	〒113-0034 文京区湯島2-33-12 金型年金会館1階	5688-1455 5688-1456
	東京配電盤工業協同組合	事務局長 渡部源次	〒105-0012 港区芝大門2-11-1	3434-4921 3434-4815
	(社)日本電子回路工業会	常務理事 藤岡信之	〒167-0042 杉並区西荻北3-12-2 回路会館2階	5310-2020 5310-2021
	東京都印刷工業組合	副理事長 矢部一憲	〒104-0041 中央区新富1-16-8 日本印刷会館4階	3552-4021 3553-2653
	(社)東京都金属プレス工業会	専務理事 伊藤 洸	〒130-8553 墨田区両国4-30-7 金属プレス会館4階	5624-1921 5624-1920
	東京都鍍金工業組合	副理事長 由田 猛	〒113-0034 文京区湯島1-11-10 めっきセンター内	3814-5621 3816-6166
	東京工業塗装協同組合	副理事長 岡田勇司	〒110-0014 台東区北上野2-11-5 OKADABOX2階	3844-5181 3844-5182
	関東鋳螺釘工業協同組合	専務理事 松原茂彦	〒116-0014 荒川区東日暮里5-30-9 ピオラ日暮里2階	3891-1141 3807-8386
	日本ダイカスト工業協同組合	専務理事 池上喬雄	〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館511	3431-0566 3431-9762
	(社)東日本プラスチック製品工業協会	専務理事 高橋 廣	〒104-0045 中央区築地3-12-5 築地小山ビル1階	3541-4321 3541-4324
	(社)東京都トラック協会	専務理事 牧野良一	〒160-0004 新宿区四谷3-1-8	3359-6251 3359-4695
	日本ソフトウェア産業協会	組織委員長 畑野雅永	〒104-0032 中央区八丁堀1-1-4 井門八重洲通りビル7階	3537-7501 3537-7502
建設業に係る 相談窓口	東京都都市整備局	市街地建築部建設課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎3階	5321-1111 (代表)

2006年11月発行

編集・発行／東京都産業労働局商工部 経営支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL03-5320-4783

平成18年度 登録第96号

R100
古紙配合率100%用紙を使用しています